

にいがた農業応援ファンド

令和7年度 新規・親元就農応援事業

<親元就農応援事業>

親元へ就農する子(孫を含む)またはその配偶者等を持つ農業者に対し、営農費用の一部(上限10万円)を助成します。

募集期間:令和7年4月1日(火)～令和7年6月30日(月)

対 象 者	<p>新潟県内の親元農家 ※個人および法人が対象となります。 以下の1および2の要件をすべて満たす方を対象とします。 (助成要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認定農業者またはJAが担い手と認定した者であること。 2. 以下のすべての要件を満たす親元新規就農者がいること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 親元農家(法人の場合は、法人の代表者)の子(孫を含む)またはその配偶者等であること。 (2) 就農時の年齢が満50歳未満であること。 (3) 就農開始時期が令和4年1月1日から令和7年6月30日であること。 (4) 将来の地域農業の担い手となることについて意欲を有しており、就農後は専ら親元農家のもとで農業に従事すること。
対 象 費 用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬費、修繕費、動力光熱費、共済掛金、農地賃借料等の農業経費 2. 先進農家視察、農業経営研修にかかる旅費交通費・研修費・税理士等の顧問料等 <p>※事業対象者が、申請日が属する年(法人の場合は事業年度)に支出する営農費用が対象となります。</p>
助 成 金 額	<p>1事業対象者あたり上限10万円 ※助成は、1事業対象者につき1回のみとなります。</p>
助 成 総 額	<p>500万円 ※「新規就農応援事業」および「親元就農応援事業」の合算となります。</p>

助成総額を超える多数の申請を受け付けた場合、助成金額が減額となることがありますので、十分にご理解いただいたうえで申請されますようお願いいたします。

助成対象者は助成金交付から3年間、就農状況等を報告する必要があります。

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください。

事業実施主体:新潟県農業協同組合中央会